

令和2年稲沢市教育委員会 第11回定例会会議録

1 日 時 令和2年11月6日（金）午後1時30分～2時52分

2 場 所 稲沢市役所 議員総会室

3 出席委員 教育長 恒川 武久
教育長職務代理者 吉川 繁樹
委員 内藤 晶仁
委員 小川 仁美
委員 江本 弘子
委員 城 義政

4 説明のため出席した職員

教育部長	荻須 正偉	庶務課長	榊山 隆夫
庶務課統括主幹	森 義孝	庶務課主幹	大崎 敬介
庶務課主幹	犬飼 貴志		
学校教育課長兼指導主事	吉田 剛往	学校教育課統括主幹兼指導主事	近藤 慎二
学校教育課主幹	野村 征典		
生涯学習課長	岩田 勝宏	生涯学習課主幹	江頭 弘幸
生涯学習課主幹	恒川 浩		
スポーツ課長	長崎 真澄	スポーツ課主幹	内藤 邦将
図書館主幹	三ツ井裕之	図書館主幹	榎本 賢二
美術館長	山田美佐子	美術館主幹	尾崎登紀子
書記 庶務課主事補	山田 菜摘		

5 前回会議録の承認

令和2年第10回定例会会議録 承認

6 教育委員会報告

7 議事

- 議案第 73 号 稲沢市祖父江生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 74 号 稲沢市祖父江生涯学習センター管理規則の制定について
- 議案第 75 号 稲沢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76 号 稲沢市立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 77 号 稲沢市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 78 号 稲沢市立祖父江町郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 79 号 稲沢市立祖父江町郷土資料館の管理及び運営に関する規則を廃止する規則について
- 議案第 80 号 令和 3 年度儀式等について
- 議案第 81 号 稲沢市立小中学校の休業日について
- 議案第 82 号 稲沢市学校教育 I C T 推進計画の改定について
- 議案第 83 号 稲沢市図書館協議会委員の解任及び任命について
- 議案第 84 号 令和 2 年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について

8 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・稲沢市立勤労青少年ホーム管理規則を廃止する規則について
- ・稲沢市立勤労青少年ホーム処務規則を廃止する規則について
- ・稲沢市働く婦人の家管理規則を廃止する規則について
- ・絵画（荻須高德作「ヴェネツィア、リオ・ディ・フォンテーゴ」60 号）の物品供給契約の締結について

9 その他

- ・令和 3 年稲沢市成人式について
- ・稲沢市立平和町農村環境改善センターの移管について

10 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

それでは、令和2年第11回教育委員会定例会を開会します。

(あいさつの後)

2. 前回会議録の承認について、前回会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき、署名をお願いいたします。

次に、3. 教育委員会報告について、教育部長お願いします。

(1 ページの資料に基づき、教育部長から報告)

◎教育長

教育委員会報告で何か御質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ではないようですので、それでは、4. 議事に入ります。別添の議案書に基づいて進めてまいります。

議案第73号「稲沢市祖父江生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の制定について」から議案第79号「稲沢市立祖父江町郷土資料館の管理及び運営に関する規則を廃止する規則について」及び議案第84号「令和2年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」は、議会の議決案件に関する議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく事前協議となりますので非公開とさせていただきたいと思っております。賛成の委員の皆さんは挙手をお願いします。

(委員挙手)

◎教育長

全員賛成ですので、議案第73号から議案第79号及び議案第84号は後ほど、非公開で審議します。次に移ります。

議案第80号「令和3年度儀式等について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

33ページをお願いします。

(議案第80号を朗読)

●学校教育課長

このことにつきましては、令和3年度の小中学校の入学式、各学期の始業式、終業式、そして卒業式、修了式の実施日を定めるためのものであります。

34 ページに具体的な日にちを挙げさせていただきましたので、よろしくお願

いたします。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

○委員

例年同様だと思いますが、何か変更点等ありましたら教えていただきたいのと先ほど教育長が言われたようにコロナのことでまだまだ不安材料がたくさんあると思いますが、もしそういった事態になった時には今年と同じように臨機応変に対応されるという認識でよろしいでしょうか。

●学校教育課長

まず昨年度までとの変更点についてですけれども、大きな変更点は特にございません。2つ目のコロナについての対応ですけれども、本年度同様状況を見極めまして、その都度臨機応変に対応していきたいと思います。

◎教育長

ほかよろしいでしょうか。

◎教育長

ではないようですので、それではお諮りします。議案第80号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第80号は承認されました。

次に、移ります。議案第81号「稲沢市立小中学校の休業日について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

35ページをお願いします。(議案第81号を朗読)

●学校教育課長

36ページをお願いします。稲沢市立小中学校の休業日、小学校令和3年4月1日から令和3年4月6日まで中学校も同様でございます。

休業内容としましては、学年始めのため、4月1日から始業式の前日まで市内32小中学校を休業日とするものでございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第81号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第81号は承認されました。

次に、移ります。議案第82号「稲沢市学校教育 I C T 推進計画の改定について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

37ページをお願いします。 (議案第82号を朗読)

●学校教育課長

38 ページをお願いします。

改定の経緯および具体的な変更内容につきまして、御説明申し上げます。

昨年 12 月に国が立ち上げました「GIGA スクール構想」を推進するため、稲沢市としましても令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間で児童生徒全員に 1 人 1 台のタブレット端末を整備することとしまして、昨年度末 3 月に当推進計画を策定いたしました。

しかし今年度のコロナ禍におきまして、国から令和 2 年度中すなわち本年度中に児童生徒全員に 1 人 1 台のタブレット端末を整備するように要請があり、稲沢市としましても国の要請に沿って計画を見直すことになりました。

今回お示しております「稲沢市学校教育 I C T 推進計画」は、昨年度末に策定した内容に、52 ページから 53 ページにあります第 6 章を追加し、現況に合わせたものといたしました。具体的には、タブレット端末の整備台数、活用目標、I C T 支援員の配備等を示しております。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

○委員

53 ページの指導体制の強化と働き方改革への対応についての中の I C T 支援員の配備についてどのように計画を考えてみえるかということのを少し教えて下さい。

●学校教育課長

I C T 支援員につきましては、国からは 2022 年度末までに 4 校につき 1 名の I C T 支援員を配置するよう示されております。しかしながらこれにつきましては、各自治体の判断によるということとされておきまして、稲沢市におきましては、今現在来年度に向けて I C T 支援員の方を配置して頂けるよう予算を獲得するために動いているところで、具体的な時間数や人数などにつきましてはまだ確定していない状況です。より多くの I C T 支援員の方を配置していただいて円滑に G I G A スクール構想が進めていけるよう考えているところでございます。

○委員

関連ですが4校に1人ということが国の方針で出ているということですが、ICT支援員の方にそれぞれの学校でどこまでの活動をしていただくのか教えていただきたいです。

●学校教育課長

53 ページ ICT 支援員の配備のところにもございますように、ICT 支援員の方の活動内容といたしましては、授業支援、環境整備、校内研修等ありますけれども、まず稲沢市教育委員会で考えておりますのは、先生方の校内研修でございます。それに加えて各授業に入り込んでいただいて授業者への支援さらには、児童生徒のサポートもしていただけたらと考えております。

○委員

52 ページ先ほどの令和2年度のところで1人1台タブレット端末となったわけですが、今年度も半年以上過ぎておりますが、実際どのような状況でしょうか。3月末には完全に配備されるということでしょうか。

●学校教育課長

10月当初に本契約は済みまして、そこにもありますように1万1358台のタブレット端末の契約は終了したというところでございます。このあと12月から3月末までの4ヶ月間をかけまして各学校に必要な台数の納入及び設定を進めてまいります。またそれと並行いたしましてLAN整備の工事やサーバー分離作業等もございますので、3月末までにはそれらの作業を終え4月からは本格的に活用できるようにと考えております。またそれに先立ちまして先生方の研修が不可欠ですので、1月21日を皮切りに2月いっぱいまでのところで計5回の研修を計画しているところです。

◎教育長

この稲沢市学校教育ICT推進計画の改定について現況に合わせたということで、この計画に沿って事業を進めていくということでありますので、実際に現場に配置された後、問題もあるかもしれませんがそういうことについては、協議し、問題提起していただいてその課題の解決にあたっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかよろしいでしょうか。

◎教育長

ではないようですので、それではお諮りします。議案第82号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第82号は承認されました。

次に、移ります。議案第83号「稲沢市図書館協議会委員の解任及び任命について」を議題とします。図書館から説明をお願いします。

●図書館主幹

56ページをお願いします。(議案第82号を朗読)

●図書館主幹

57ページをお願いします。

令和2年6月30日瓜生恭一委員の解任に伴い、江草普二氏に協議会委員をお願いするものでございます。これは瓜生委員から体調不良に伴い、6月30日に退任届が提出されたことによるものです。また急な届出でありましたので、次の委員を選任するのに時間がかかり、11月となってしまったものです。この協議会は、図書館運営・サービスについて、図書館に意見を述べ、御審議いただくものです。江草氏の任期は、令和2年11月6日から令和3年3月31日まででございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第83号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第83号は承認されました。

続きまして、5. 報告事項に移ります。

報告事項の「稲沢市立勤労青少年ホーム管理規則を廃止する規則について」から「絵画(荻須高德作「ヴェネツィア、リオ・ディ・フォンテーゴ」60号)の物品供給契約の締結について」は非公開議案に関わる案件になりますので、非公開とさせていただきます。

稲沢市教育委員会後援名義使用承認について庶務課からお願いします。

●庶務課長

2ページから6ページに掲載させていただきましたとおり、19件の後援名義使用承認申請につきまして承認させていただきました。

◎教育長

続きまして、6. その他、何かありますか。

●生涯学習課長

お手元の令和3年稲沢市成人式資料を御覧ください。

令和3年の成人式は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2部制（入れ替え制）とし、感染防止対策を講じたうえで開催します。日時は1月10日（日）で、第1部は午前10時から、第2部は午後1時から、名古屋文理大学文化フォーラム大ホールで開催します。

対象者は、平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方で、第1部は稲沢、千代田、治郎丸、稲沢西中学校区の新成人の方、第2部は明治、大里、大里東、祖父江、平和中学校区の新成人の方となります。対象人数は、令和2年9月1日現在1,419人です。

なお、新成人については、12月1日現在で稲沢市に住民票のある方に案内状を送付します。

教育委員の皆様には、12月中旬に御案内申し上げますので、お忙しいところ恐縮に存じますが、御臨席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2点目になりますが、稲沢市立平和町農村環境改善センターの移管についてでございます。現在農務課の方が所管をしておりますが、市内の公民館と同じような活動をしているということで、来年の4月から生涯学習課の方で所管させていただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

◎教育長

関連して稲沢市の令和3年の成人式についてでございますが、アナウンス等されてはいますが、何か反響等がありますか。

●生涯学習課長

今のところ特に市民の方から御意見等はいただいております。

◎教育長

では委員の皆様方から御質問や御意見等何かありましたらお願いいたします。

◎教育長

よろしいでしょうか。ではないようですので、続きまして次回開催予定日時について、教育部長お願いします。

◎教育長

次回開催予定日時でございました。委員の皆さんよろしくお願い申し上げます。

では、これより議案第73号及び議案第79号及び議案第84号の審議に入りますので、傍聴人の方は退席してください。

【秘密会】

◎教育長

それでは、議事に入ります。議案第73号「稲沢市祖父江生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の制定について」及び議案第74号「稲沢市祖父江

生涯学習センター管理規則の制定について」を議題とします。関連がありますので、生涯学習課から併せて説明をお願いします。

●生涯学習課長

2 ページをお願いします。

(議案第 73 号を朗読)

●生涯学習課長

このたびの条例制定につきましては、祖父江町勤労青少年ホームの老朽化に伴い、祖父江町勤労青少年ホームに代って本市の生涯学習の推進を図るため現在建築中の施設を祖父江生涯学習センターとして令和 3 年 4 月に開設するため制定するものです。

3 ページをお願いします。稲沢市祖父江生涯学習センターの設置及び管理に関する条例につきましては、第 1 条は趣旨を、第 2 条は第 1 項で本市における生涯学習の推進を図るため生涯学習センターを設置すること、第 2 項で名称を稲沢市祖父江生涯学習センターとし、位置を稲沢市祖父江町上牧下川田 454 番地としています。

次に第 3 条開館時間は、日曜日及び 12 月 28 日を除いて午前 9 時から午後 9 時までとし、第 4 条休館日は、年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日までとしています。この開館時間及び休館日は、現行の勤労青少年ホームと同じです。

次に 4 ページをお願いします。第 5 条は、指定管理者に施設の管理を代行させる場合の規定で、5 ページの第 6 条では、指定管理者が管理を代行した場合に行う業務を規定しています。第 7 条は利用の許可について、第 8 条は利用許可の制限について、また第 9 条は利用許可の取り消し等について規定しています。

次に 6 ページをお願いします。第 10 条の使用料につきましては、8 ページの別表を御覧ください。使用料は、現行の勤労青少年ホームと同様、専用利用及び個人利用についてそれぞれ部屋ごとに午前、午後、夜間の区分で使用料を規定しています。このうち、専用利用につきましては、類似施設である市内の公民館とのバランスを考慮し、多目的ホールを除いて公民館と同等の料金に設定しています。また、多目的ホールは、部屋が広く公民館の使用料を当てはめることができないため平成 29 年度の使用料改定の際の算定式に基づいた料金としています。また、個人利用の大人料金は、青少年ホームの現行料金の 1.2 倍程度とし、小人料金は現行のままとしています。

なお、夜間の利用につきましては、現行の青少年ホームの利用時間が 17 時 30 分から 21 時までで、午後と夜間が同じ使用料になっていますが、生涯学習センターでは夜間の利用時間を 18 時から 21 時までとし、午前と夜間を同じ使

用料に設定しています。

また生涯学習センターでは広く施設を利用していただくため、営利目的の利用も認める計画で、商業宣伝又は営利を目的として入場料の徴収又は物品の販売を行う場合は、表に定める使用料の2倍の額とすることとしています。

6ページに戻っていただきまして、第11条は使用料の減免について、第12条は使用料の還付について規定しています。

次に第13条は利用者の義務について、7ページの第14条は施設を棄損した場合の損害賠償について規定しています。

最後に、第15条は、規則への委任についての規定です。

付則といたしまして、この条例は開館を予定しています令和3年4月11日から施行することとしています。

●生涯学習課長

9ページをお願いします。 (議案第74号を朗読)

●生涯学習課長

このたびの規則の制定につきましては、先ほどの条例制定と同様、祖父江生涯学習センターを令和3年4月に開設するため制定するものです。

10ページをお願いします。第1条は趣旨、第2条は受付時間、第3条は利用時間について規定しています。第2条、第3条は現行の青少年ホームと同じです。

次に第4条は利用許可の申請期日、第5条は利用許可、11ページの第6条は利用許可の変更又は取消し、第7条は使用料の減免について規定し、それぞれ様式を定めています。第8条は使用料の還付についての規定で、還付を受けられる変更又は取消しの申請期日を公民館と同じにしています。

12ページをお願いします。第9条は利用する際の利用許可書の提示、第10条は管理上必要な場合の職員の入室、第11条は施設の秩序を乱す者等の入館の禁止又は退館、第12条は利用者等の遵守事項、13ページの第13条は利用後の部屋の点検、第14条は施設の破損等の届け出、第15条は指定管理者が管理を代行する場合の読み替え規定について規定しています。

第16条は、補則として、この規則に定めるもの以外に必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしています。

なお、15ページから19ページにかけて、第4条から第7条に係る申請書等の様式を添付していますので御参照下さい。

14ページをお願いします。付則といたしまして、この規則は、条例と同様令和3年4月11日から施行することとしています。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

○委員

2点お願いいたします。料金表の中で個人利用というものがありますが、個人利用とはどういう場合のことをいっているのかということと、もう1点は入場料を徴収したり物品の販売をする目的での利用ができるということですが、利用できる場合と利用できない場合の内規みたいなものはありますか。

●生涯学習課長

個人利用につきましては個人1人、2人など当日に来て空いている部屋を使う場合は個人利用として使っていただいております。基本的には1週間前までに申請書類を提出していただいて、申し込んでいただくのが団体利用ということで区別をしております。

もう一点営利目的の利用の基準についてですが、県内ですと岩倉市、日進市等で生涯学習センター等の営利利用を認めておりまして、こちらの場合は民間会社等が広く広告を出して、参加を呼びかけて参加料を徴収して講習を開催する、あるいは物品等を販売する目的で集会を開催する場合などを営利目的ということで高い金額を徴収していると聞いております。

本市でも主催者が参加者を募集して、参加費の徴収等をする場合は営利とみなして公民館の場合は利用の許可はしておりません。ただ営利かどうか判断が難しい場合があると思います。例えばNPO法人等で資料代として実費で参加費を徴収するなどそういったこともあると思います。そういう場合については、内容をお聞きして、事業の目的や趣旨等を含めて総合的に判断をさせていただくことになると思います。

◎教育長

総合的な判断はどこがするのでしょうか。

●生涯学習課長

内規については作っておりませんので、基本的には生涯学習センターの職員、そちらでは不明な場合は生涯学習課の方で判断をさせていただくこととなります。

○委員

公的な機関ですので、いわゆる物品等の販売にあたるか分かりませんが、色んな悪徳商法といいますか色んな商品の勧誘で多額の損害賠償請求をされているというケース等もあります。そういう難しい判断の場合も出てくると思っておりますが、実際公的な場で行われたということに対して後で市民等から苦情が

くるようなことではいけませんので、そういったことを踏まえて質問させていただきました。

◎教育長

今の書籍の販売についてですが、講演会などがあつたときに講演者の方から販売してほしいなどの依頼があると思いますが、そういう場合は許されると捉えてよろしいでしょうか。厳しいところはできませんと言われることもあります。

●生涯学習課長

先ほど○委員がおっしゃられたように営利かどうか判断が難しい場合、マルチ商法的なものかどうかと見極めるのは大変難しいところだと思います。講演会でその方自身が著した本などについては、認めていくのかなと個人的には思いますが、マルチ商法的な物品販売まで利用許可するかどうか今後検討させていただきたいと思います。

◎教育長

先ほどの御質問、御意見ある中で色んなことを想定して検討していく必要があると思いますのでよろしくお願ひいたします。それから最後に1点だけ4月11日から開館するわけですが、申込み等はいつからできますか。

●生涯学習課長

後ほどまた出てまいります、祖父江町勤労青少年ホームは4月1日で閉館させていただき予定でございます。新しい生涯学習センターが4月11日から開館ということで10日間空白ができます。その間は新しい施設の準備期間ということで考えておりますが、正式な申請書の提出につきましては、4月11日からとなりますが、運用としては予約という形で事前にできないかということは今考えております。

◎教育長

ほかはよろしいでしょうか。ではないようですので、それではお諮りします。議案第73号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第73号は承認されました。

続いて議案第74号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案74号は承認されました。

次に、移ります。議案第75号「稲沢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願い

します。

●生涯学習課長

20 ページをお願いします。

(議案第 75 号を朗読)

●生涯学習課長

このたびの条例改正につきましては、大里西公民館の新築移転に伴う改正並びに祖父江生涯学習センターの条例制定に伴い、表記を統一するためこの機会に字句の整理を行うものです。

詳細は新旧対照表で説明しますので、22 ページをお願いします。第 2 条設置の第 2 項、名称及び位置のうち位置につきましては、大里西公民館を移転するため、現行の稲沢市奥田中切町 60 番地 1 を稲沢市奥田中切町 32 番地 1 に変更するものです。

次に第 5 条利用許可につきましては、後段のただし書きの「ただし、」を削除するものです。

次に第 8 条使用料につきましては、「を減免する」を「の一部若しくは全部を減額し、又は免除する」に改めるものです。

次に第 9 条使用料の還付につきましては、22 ページから 23 ページの「正当の」を「正当な」に改めるものです。

23 ページをお願いします。第 11 条指定管理者が行う業務につきましては、第 1 号の「付属設備」をこざとへんがついた「附属設備」に改めるものです。

次に第 12 条利用者の義務につきましては、第 1 項及び第 2 項において「付属設備等」を「附属設備」に改め、第 3 項では、「終わった」を「終えた」に改めるものです。

第 13 条損害賠償につきましては、「付属設備等」を「附属設備」に改めるものです。

付則といたしまして、字句等の修正箇所につきましては、公布の日から施行するものとし、第 2 条第 2 項の大里西公民館の位置の変更につきましては、開館を予定しています令和 3 年 5 月 6 日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第 75 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第 75 号は承認されました。

次に、移ります。議案第 76 号「稲沢市立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

25 ページをお願いします。 (議案第 76 号を朗読)

●生涯学習課長

26 ページをお願いします。この度の条例の廃止につきましては、祖父江町勤労青少年ホームの老朽化に伴い、新たに生涯学習施設を開設するのに伴い、祖父江町勤労青少年ホームを廃止するため同施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

付則といたしまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第 76 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第 76 号は承認されました。

次に、移ります。議案第 77 号「稲沢市立祖父江町郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

27 ページをお願いします。 (議案第 77 号を朗読)

●生涯学習課長

28 ページをお願いします。この度の条例の廃止につきましては、稲沢市西町の社会福祉会館の老朽化に伴い、同じ建物内にある働く婦人の家の料理室を稲沢公民館に新設し、働く婦人の家を廃止するため同施設の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

付則といたしまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものです

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第 77 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第77号は承認されました。

次に、移ります。議案第78号「稲沢市立祖父江町郷土資料館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について」及び議案第79号「稲沢市立祖父江町郷土資料館の管理及び運営に関する規則を廃止する規則について」を議題とします。関連がありますので、生涯学習課から併せて説明をお願いします。

●生涯学習課長

29 ページをお願いします。(議案第 78 号を朗読)

●生涯学習課長

30 ページをお願いします。この度の条例の廃止につきましては、祖父江町郷土資料館の老朽化に伴い、新設する祖父江生涯学習施設に郷土資料の展示スペースを設け、機能を移転することに伴い、郷土資料館を廃止するため、同館の設置及び管理に関する条例を廃止するものです。

付則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

●生涯学習課長

31 ページをお願いします。(議案第 79 号を朗読)

●生涯学習課長

32 ページをお願いします。この度の規則の廃止につきましては、条例の廃止と同様の理由により条例の廃止に合わせて規則を廃止するものです。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にはないようですので、それではお諮りします。議案第 78 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案第78号は承認されました。

続いて議案第 79 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

異議なしと認め、議案 79 号は承認されました。

次に、移ります。議案第 84 号「令和 2 年度稲沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

58 ページをお願いします。(議案第 84 号を朗読)

●庶務課長

12月補正、庶務課所管分を御説明いたします。

歳出でございます。庶務課におけます今回の補正につきましては、主に新型コロナウイルス感染症の影響によります、小学校で使用しておりますエアコンのガス料金の増額補正と、プールの授業ができなくなったことによりますプールの清掃費など維持管理費の減額補正となります。

始めに1段目、10款2項、これは小学校に係る費目でございます。1目10節需用費6,000千円の減額補正の内、説明欄5,000千円の増額につきまして御説明いたします。

小学校では、昨年度の冬から順次エアコンが稼働いたしております。エアコンに係ります、ガス料金につきましては、今年度の当初予算として、設置して初めての夏を迎えることから、前年度に比較して、2,600千円を増額しまして、予算計上いたしたところですが、コロナの影響により、通常の夏休みに授業を行うなど使用量が増えたことにより、不足が見込まれることから5,000千円の増額をお願いするものでございます。

次に2行目、10款2項1目10節需用費、水道料の11,000千円の減額、その下11節役務費、手数料の4,450千円の減額、その下10款3項、これは中学校に係る費目でございます。10節需用費、水道料の2,500千円の減額、その下11節役務費、手数料の1,330千円の減額につきましては、先ほども申しましたが、いずれもコロナの影響でプールの授業ができなくなったことによります維持管理費の減額補正となります。

なお手数料の内訳として、主なものはプール清掃費と清掃で発生します汚泥の処理費となります。

庶務課からは以上です。以下、担当課から順次御説明いたします。

●生涯学習課長

同じく59ページの生涯学習課分について説明します。

歳入の22款1項4目1節労働債の今回補正額66,500千円の増額補正につきましては、勤労福祉会館の空調設備で2台ある冷温水発生器が不調のため、今回補正予算で改修のための工事費を計上させていただき、その財源として勤労福祉施設整備事業債66,500千円を計上するものです。

次に歳出の5款1項4目14節工事請負費の今回補正額70,000千円の増額補正につきましては、勤労福祉会館の空調設備の改修をできるだけ早期に行えるよう今回補正予算を計上させていただくものです。

次にその下の 10 款 4 項 4 目 12 節委託料の今回補正額 1,104 千円の減額補正につきましては、例年文化団体連合会に委託して実施しています春の芸術祭と秋に行う稲沢音楽祭が新型コロナウイルスの感染拡大に伴い中止となったため、春の芸術祭の PR のために印刷したポスター、チラシの印刷費のみを委託料として支払い、残りを減額したことによるものです。

またその下段の繰越明許費の追加につきましては、勤労福祉会館の空調設備の改修について冷温水発生機制作に 3 ヶ月から 4 ヶ月かかり、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費を設定させていただくものでございます。

●スポーツ課長

60 ページをお願いします。スポーツ課所管について説明させていただきます。上段にあります歳出の補正予算は、東京 2020 オリンピック聖火リレー事業が、本年 4 月 6 日（月）本市での実施が予定されていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により中止になったことに伴い、補正するものです。

10 款 5 項 1 目 12 節委託料、今回補正額 1,181 千円の減額は、リレールート警備委託料を補正し、13 節使用料及び賃借料、今回補正額 1,518 千円の減額は、市民会館施設などの借上料を補正し、18 節負担金、補助及び交付金、今回補正額 3,809 千円の減額は、愛知県実行委員会への負担金などを補正するものです。

次にその下段、債務負担行為の追加といたしまして、只今説明しました東京 2020 オリンピック聖火リレー事業につきまして、来年 4 月 5 日月曜日に延期し実施する計画であり、令和 2 年度から令和 3 年度まで、限度額 500 万円の債務負担行為を設定し、リレールート警備委託料などで今年度中に請負契約を予定しています。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。御意見・御質問はございませんか。

◎教育長

では特にないようですので、それではお諮りします。議案第 84 号を承認としてよろしいでしょうか。

（委員さんから異議なしの声あり）

異議なしと認め、議案第 84 号は承認されました。

続きまして、5. 報告事項に移ります。稲沢市立勤労青少年ホーム管理規則を廃止する規則について生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

資料の 7 ページをお願いします。7 ページの稲沢市立勤労青少年ホーム管理

規則を廃止する規則、8ページの稲沢市立勤労青少年ホーム庶務規則を廃止する規則、9ページの稲沢市働く婦人の家管理規則を廃止する規則の3件の規則の廃止につきましては、議案で説明しました施設の設置及び管理に関する条例の廃止に合わせて、関連する規則を廃止するものです。

いずれも、付則といたしまして、令和3年4月1日に施行するものです。

●美術館長

定例会事項の10ページをお願いします。

絵画（荻須高德作「ヴェネツィア、リオ・ディ・フォンテーゴ」60号）の物品供給契約の締結について御報告いたします。

荻須記念美術館では、所蔵品を充実させるため作品収集に努めていますが、平成9年から当館に寄託されていた荻須の代表作について、低い価格でお譲りするとのお申し出がありましたので購入するものです。12月議会の議決案件で、仮契約の段階です。

契約金額は、28,000千円、物品名は、絵画、契約者は、富山県富山市高木2034番地富山日野自動車株式会社代表取締役会長小林紀男です。小林氏は平成8年に当館に来館された際に、多くの方に御覧いただけるようにと、御所蔵の荻須作品を当館に寄託するお申し出をされました。以来、長年にわたり、作品を寄託していただいています。また、平成15年には水彩画1点を御寄付いただき、同年に稲沢市から公益功労表彰をしております。

納入場所は、稲沢市荻須記念美術館、供給期限は、令和3年2月28日、主な内容は、絵画です。

作品説明といたしまして、制作年は1968年、技法・材質は油彩・カンヴァス、サイズは97cm×130cmです。1972年に、パリの画廊で開かれたヴェネツィアをテーマにした荻須の個展でメインとなった作品で、遠近法を用いた建物や、運河に映える光と影、水の表現が素晴らしい作品です。

◎教育長

ほかよろしいでしょうか。

◎教育長

では特にないようですので、これをもちまして、第11回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和2年12月16日（水）午後1時30分 稲沢市勤労福祉会館
第2・3会議室

－ 閉 会 －

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記